

ア行

■ 一般会計

日本の国及び地方公共団体の官庁会計における区分の1つで、特別会計（一般会計とは別に設けられ、独立した経理管理が行なわれる会計）に属さない財政を包括的、一般的に経理する会計のことである。

■ 汚泥処理

水処理過程において発生した汚泥を、濃縮・脱水・焼却などして容積を減らし（減容化）、衛生的で取り扱いやすい状態にするものである。

カ行

■ 改築

施設を新たに取り換える（更新）又は、一部を生かしながら部分的に新しくする対策（長寿命化対策）により、所定の耐用年数を新たに確保することである。

■ 管渠

家庭や工場などからの排水を処理場まで送るものである。下水道管の種類には、鉄筋コンクリ

ート管、ダクタイトル鑄鉄管、塩化ビニル管等がある。

■ 基本設計

下水道の事業計画を踏まえて実施される基本的な施設計画（作業項目の計上、工事期間、予算の把握等）のことで、個々の詳細設計に先立って行われる。

■ 漁業集落排水処理施設（漁業集落排水事業）

漁業集落における水産物の安定供給、漁業者などの就業と居住の場のほか、国土及び自然環境の保全、国民の健全な余暇活動の場、漁村漁労文化の継承及び教育の場等の多面的役割を向上させることを目的に、漁業集落を対象区域として整備する汚水処理施設または、その事業のことである。

■ 区域外接続

原則として下水道を使用できるのは、下水道の施設整備がなされた地域（下水道事業計画区域）としているが、一定の条件を満たせば、下水道計画区域外から下水道へ接続することができる。

■ 下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠、これに接続して下水を処理するための処理施設またはこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。下水道には、公共下水道、流域下水道、都市下水路等がある。

■ 健全度

評価する対象物が有する機能、状態の健全さを表す指標である。修繕・改築等の対策手法の判断を行うために使用される。

■ 公共下水道事業

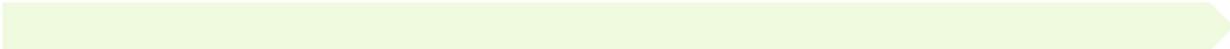
都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し併せて公共用水域の保全に資することを目的に、主として市街地を対象地域として整備する汚水処理事業のことである。

■ 更新

既存の施設を新たに取り換えることである。

■ 個別処理

個々の発生源ごとに（敷地内で）処理した処理水を放流する方式のことである。浄化槽、汲み取り等がある。



サ行

■ 再構築

老朽化した下水道施設について老朽度の調査を行い、既存施設を有効活用しながら、改築・更

新事業を進めるものである。再構築では、単に改築・更新を行うだけでなく、維持管理しやすい下水道システムの導入や処理場施設の機能の高度化を図など、長期にわたる今後の取り組みについて検討を行う。

■ 最適シナリオ

長期的な改築事業を検討する際、いくつかのシナリオ（計画を実現するため道筋）を設定し、その中で最適と判断したものを指す。

■ 事業計画

今後、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定しなければならない。（下水道法第4条第1項）

■ 集合処理

下水道や漁業集落排水施設のように複数戸からの汚水を管渠で集め、集約的に処理する方法のことである。

■ 修繕

対象施設の欠陥箇所を、部分的に補強したり取り替えることによって修復することである。

■ 終末処理場

一般家庭等から排出された下水は、管渠等によって下水処理場に集められ処理されたのち、下水処理水として河川等に放流される。

■ 詳細設計（実施設計）

工事を行うに当たっての図面作製、各種計算、数量計算を行うものであり、工事の予定金額を算出するための設計である。

■ 浄化槽

下水道が普及していないところで水洗便所の汚水を処理する装置。し尿浄化槽と、水洗便所の汚水と台所、浴室、その他雑排水を一括して処理する合併処理浄化槽のことである。水洗便所の汚水のみを処理する単独処理浄化槽は平成 12 年から原則として新設が禁止され、合併浄化槽への転換が求められている。

■ ストック

一般的にストックとは金融・経済分野において「財産」「資産」と訳されるが、上下水道事業においては管路やポンプ場、処理場等の施設を指す言葉である。

■ ストックマネジメント

上下水道事業におけるストックマネジメントとは、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を予測した上で、施設の最適化を目的とした管理のことである。

タ行

■ 耐水化

建物等の施設の防水化や防水仕様設備への更新などを行うことで、気候変動に伴って増大する水災害リスクへの対応を図ることである。

■ 耐震基準 (L1、L2)

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準である。

基準となる地震動をL1(レベル1)、L2(レベル2)の2段階に分けており、L1は、中規模の地震で、その構造物の耐用年数中に一度以上は受ける可能性が高い地震動、L2は、その構造物が受けるであろう過去、将来にわたって最強と考えられる地震動を指している。

■ 耐震補強

既設建築物の構造強度や変形性能を向上させることにより、耐震性を得る補強工事のことである。

■ 耐用年数

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数である。

ハ行

■ ポンプ場

地形、構造物の立地または管路の状況等、諸条件に応じたポンプにより圧送する施設のことである。

マ行

■ マンホールポンプ

地形的に自然勾配で流下させることが困難な狭小区域の下水を排水するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水する施設である。

■ 水処理施設

各家庭や事業所等から排出された汚水を、海や河川に放流（または再利用）可能な程度まで水質的を良くする施設のことである。